

申請に関するQ&A

Q1：入園は先着順ですか？

A1：先着順ではありません。市基準に基づき、世帯の保育を必要とする事由別で基本点数、調整点数を付けた上で、利用調整を行います。

Q2：申請書を提出しましたが、提出した書類に訂正（変更）がある場合はどうしたらよいですか？

A2：1次申請の提出書類の訂正や不足がある場合は令和8年10月9日(金)16時まで、保育課まで訂正と再提出をお願いします。

Q3：申請時点で未出生の場合は、児童名欄等はどうしたらよいですか？

A3：苗字のみを記載し、生年月日欄は出産予定日をご記入ください。

Q4：内縁関係の夫がいるのですが、申請書の保護者欄への記入は必要ですか？

A4：保育料の算定に係るため、記入をお願いします。個人番号届出書及び就労証明書等の必要書類の提出も必要です。

Q5：希望する園はいくつ書けばよいですか？

A5：具体的な決まりはありませんが、記入のあった園のみで利用調整を行うため、送迎可能な範囲でできる限り多く記入いただくことをお勧めします。

Q6：申請書の「本児のきょうだいの状況」には何を記入すればよいですか？

A6：申請児童以外で認定こども園・保育園等に在籍している児童がいる場合はご記入ください。転園希望欄は転園希望園のうち、第1希望園をご記入ください。ただし、こちらの欄の記入のみで転園できる訳ではありません。転園希望は新規申請と同様に、改めて入園申請が必要になりますのでご注意ください。

Q7：現在、育児休業中で復職するため入園申請を行いたいですが。ただし、現在の就労先は復職後に勤務を継続するにあたり、人員体制に不安があるため、転職を考えています。この場合はどうすればよいですか？

A7：育児休業から復帰する場合は、育児休業前と同じ職場に復帰する旨の確約書を提出するかどうかで対応が変わります。確約書を提出する場合は利用調整の際に育児休業復帰による加点を受けることができるため、確約書を提出しない方と比較して入園のチャンスが広がります。しかし、確約書に記載されている職場に復帰しなかった場合は、内定の取消しもしくは退園となります。転職を検討されている場合は退園のリスクがあるため、確約書の提出をお勧めしません。確約書を提出しない場合は育児休業復帰による加点は付きません。また転職することは自由ですが、就労時間に応じた利用調整点を付与するため、就労時間を変更した場合は利用調整点の変更が必要です。1次・2次申請期間を過ぎてからの就労時間の変更は原則お受付できません。

Q8：確約書の提出はせずに入園申請を行い、その後転職活動をした結果、新しい就労先の都合により就労時間が入園申請時よりも短くなりました。この場合はどうしたらよいですか？

A8：就労時間に応じた利用調整点を付与するため、就労時間を変更した場合は利用調整点の変更が必要です。やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ保育課まで連絡した上、正しい就労時間が記載された就労証明書を速やかに提出してください。ただし、入園内定後に就労時間の変更がある場合は、内定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

- Q 9 : 入園後に、他の園に転園できますか？
- A 9 : 年度内の転園はできません。翌年度からの転園を希望する場合は、改めて翌年度の入園申請が必要です。利用調整の結果、内定した場合は転園が可能です。
- Q 10 : 兄弟姉妹（3歳児以上と3歳児未満）が同時に保育園部の入園申請をし、3歳児以上の児童のみ内定が出て、3歳児未満の児童の内定が出なかった場合、どのような手続きが必要ですか？
- A 10 : 母親が育児休業復帰等の予定で保育園部の入園申請をし、3歳児未満の児童に内定が出なかった場合、やむを得ず育児休業を延長するためには「入所不承諾通知書（入れない証明）」の交付依頼が必要です。加えて3歳児以上の児童の支給認定を幼稚園部に変更する必要がありますが、1次利用調整の結果通知後は、既に幼稚園部の内定が決定しているため、第1希望園の幼稚園部に空きがない可能性があります。保育園部で入園申請をする際は、第1希望以降の園も希望順位に含めてください。支給認定区分の変更についてはP13【2】認定区分と保育必要量の変更をご確認ください。
- Q 11 : 入園当初は幼稚園部でしたが、年度途中で就労を理由に保育園部に変更はできますか？
- A 11 : 月単位で変更申請の手続きが必要となります。支給認定変更申請書と必要な書類一式を揃えて変更を希望する前月の24日^(※1)まで（休園日の場合は翌開園日）に利用中の園へ、ご提出ください。保育必要量の変更申請の場合は、保育時間確認書の提出が必要です。

※1 令和8年6月1日時点の締切日設定です。今後変更になる場合があります。